

令和7年度 第1回中央区成年後見制度利用促進委員会 会議記録

●日 時：令和7年6月27日（金）午後6時30分～7時30分

●場 所：中央区役所8階大会議室

●出席者：【委員】12名

委員長 宮崎 牧子（大正大学社会共生学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
鳥居 理英子（東京社会福祉士会）
前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）
小笠原 宣夫（中央区民生・児童委員協議会）
鈴木 崇弘（基幹相談支援センター）
八木 英之（中央区社会福祉協議会在宅福祉部長）
大久保 稔（福祉保健部長）
田部井 久（高齢者施策推進室長）

〈欠席者〉石川 紫（月島おとしより相談センター）

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部地域福祉課長）
阿部 志穂（福祉保健部高齢者福祉課長）
武田 知子（福祉保健部健康推進課長）
山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）

〈欠席者〉岸 敏明（福祉保健部障害者福祉課長）

河内 武志（福祉保健部介護保険課長）

（敬称略：順不同）

●傍聴人：0名

●議事次第

1 開 会

2 委員の交代について

3 議 題

（1）令和6年度中央区成年後見制度利用促進事業報告について

（2）「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者（児）実態調査」について

4 閉 会

●配布資料

資料 1	令和 6 年度中央区成年後見制度利用促進事業報告
資料 2	「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者（児）実態調査」について
資料 3	意見票※当日配付
参考資料 1	中央区成年後見制度利用促進委員会委員名簿※当日配付
参考資料 2	中央区成年後見制度利用促進委員会座席表※当日配付
参考資料 3	令和 6 年度第 2 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録※当日配付
参考資料 4	令和 6 年度の中央区の現状（盛り込むべき施策の方針「資料編」抜粋）※当日配付

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
2 委員の交代について	委員長	委員・幹事の交代について報告を求める。
	地域福祉課長	新任委員・幹事の紹介
	委員長	委員の出席状況について報告を求める。
	地域福祉課長	委員の出席状況について報告
	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
(会議の公開、傍聴、議事録の作成)	地域福祉課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
(配布資料の確認)	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	地域福祉課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
3 議題 (1) 令和6年度中央区 成年後見制度利用促進 事業報告について	委員長	議題(1) 令和6年度中央区成年後見制度利用促進事業報告について説明を求める。
	地域福祉課長	資料1について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	副委員長	参考資料4で中央区の現状、(後見等の)利用者数をご説明いただいたところだが、千代田区であれば官庁街で住民が限られていて、中央区がそれに続くところがあるかと思う。答えにくい質問になるかもしれないが、中央区というのは、人口比等の感覚からして、制度の利用はできていると考えているか。世田谷区などは、人口(住民)も多いので、制度も進んでいる

(2)「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者（児）実態調査」について		かとは思いますが、利用者数からすると、どうしても下から2番目というように見えてしまう。そういったところで何か感じていることがあれば、教えていただきたい。
	委員長	事務局、いかがか。
	地域福祉課長	もともと、中央区、千代田区は人口が少ないといったところで、この順位としてはあり得るかと考えている。ただ、中央区も人口が18万人ということで、増加しているなか、（制度の利用者は）全体の約0.1%の状況といったところである。 中央区は、30歳代、40歳代の世帯が非常に増えており、23区でも高齢化率が一番低い状況である。成年後見としては高齢者の方が多いというところもあり、こういった人数になると考えている。
	委員長	そのほか、いかがか。 （意見なし） それでは次の議題に入る。
	委員長	議題(2)「中央区高齢者の生活実態調査」及び「中央区障害者（児）実態調査」について説明を求める。
	地域福祉課長	資料2について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	委員	実態調査について、この設問案はいいと思うが、これだけを（対象者に）お送りするわけではなく、制度そのものの説明などもあるということによろしいか。 成年後見制度はともかく、「権利擁護支援事業とは」とか「法人後見とは」などは、そもそも（用語の）見当がつかないので、知っているも知っていないも答えようがないという方が出てくるのが心配である。調査についての説明や、用語の説明があるのかなど、お聞かせいただきたい。
	委員長	事務局、いかがか。

地域福祉課長	前回の調査を参考に回答させていただく。障害のほうの調査では、「成年後見とは、障害や病気により判断能力が不十分になったかなどの不安を解消し、権利と財産を守る制度です」といった説明は入れている。制度の説明があり、その下に設問が入るような形となっている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	2つ質問させていただきたい。 一つは、障害分野のほうで身体障害者の方にも配るということで、身体障害者の方は、目の見えない方、耳の聞こえない方も含まれるということでのよろしいか。そうすると、身体だけが不自由な方には成年後見制度は当てはまらないので、そのあたりはいかがお考えか。
障害者福祉係長	視覚障害や聴覚障害の方も含んでお送りする予定である。成年後見制度の対象になるかを考慮してというのはできないが、無作為で抽出をして配付する形で予定をしている。
委員	それをするならば、高齢分野においても、要介護かどうかなどは関係なく検討するのではないかと思う。そこが一つ疑問に思ったところである。 それから、今回は障害分野では成年後見制度の利用の意向を（調査項目に）入れないということだが、私が後見制度の利用者の方とお話ししたときに感じるのは、特に精神障害の方はとても制度に詳しいということである。どうして嫌なのかなど、そういうところも言ってくるので、なぜこの設問が回答者の負担になると考えたのか。私としては、ちょっと差別的なイメージがしたが、いかがか。
委員長	事務局、いかがか。
地域福祉課長	負担に思うというところだが、この質問が負担に思うという意味ではなく、（調査全体の）設問数を少し減らすことで、回答者の負担を軽減したいという意図である。取捨選択の中でこの設問を選ばせていただいたが、減らしているのは、この設問だけではなく、全体的にも設問を減らした中でのことである。まずは認知度を聞いた上で、認知度を上げていく（と考えた次

	第である)。 もう一つは、これから法人後見を始めるにあたり、障害分野で特に今後必要とするのではないかとということで、法人後見の設問も残したような状況である。
委員	権利擁護支援などは、知的障害の方や精神障害の方にはとても大事な部分になると思っている。成年後見制度だけではないので、その前の(段階の)ところで、地域で知的障害・精神障害の方を支援する必要がとてもあると考えている。その認知度ををはかる必要もあると思うので、皆さんの意見も聞きたいと思っている。この設問を省く理由が、「負担」というのが理解できない。特に知的障害の方でも、分からないわけではない。意見をちゃんと言う方もいるし、精神障害の方は、認知症の高齢者よりも論理的に考える方もいらっしゃる。 そういう意味で、私は、どちらかというと、知的障害・精神障害の方の意見を聞きたい、データを知りたいという気持ちがあるので、意見させていただいた。
地域福祉課長	この質問が負担ということではなく、「アンケート全体として質問数が多いと(回答者の回答する手間が増えるので)負担になる」ので、(成年後見制度以外の設問を含めて)前回60問だったところを、50問にしたところである。 先ほども申したように、本アンケートについては、(障害分野の)計画を策定するための自立支援協議会で諮って決定している。その中で、権利擁護支援事業についての質問が減ったということについては、成年後見制度の所管としては、本当は残したい意向はあったが、このアンケート自体が成年後見に関することだけを調査するためのアンケートではないということで、今回調整した次第である。 いろいろな障害のある方もいる中で、こちらのアンケートでは、この障害の人にこの質問、この障害の人にこの質問ということではなく、皆さんに同じ質問をさせていただいている。先ほど仰られた、耳が聞こえない方や目が見えない方は成年後見に当てはまらないということはあるかもしれないが、認知度は、今後どうしていくかも含めて、成年後見制度の所管としては知りたいといったところである。
委員長	ほかの委員の方、いかがか。

	このような意見がこの委員会であったということで、障害領域の所管の会議で確認していただくということは可能か。
委員	先ほどの説明と少し重複するが、総体的には、全体の回収率を上げるためのまず大前提としてあるといったところである。 そして、まず先ほどの1点目の「障害の種類によって成年後見制度が該当する、しない」というところについては、確かにおっしゃるとおりだと思っている。一方で認知度というのは、対象にならなくても、やはり知っていただくことで、今後、例えば障害の方も高齢になったとき、スムーズな支援につながるということもあるので、認知度については必須ということで、（障害・高齢ともに）全て統一で出ささせていただくことで対応したところである。 そして、それ以外の、利用意向については、障害サービスの計画をつくる上で、まず実態として、実際に使っているサービスをもう少し具体的に、今後の意向も聞いていくことで、むしろ細かく設問を調整したところもある。 今までは、例えば「障害者の施設を希望するか」というところも、今回は、単に希望するかというよりも、「どのぐらい先が必要となると思われるか」など、もう少し細かく聞いたところあり、項目の数だけではなく、内容も少し充実した項目もある。そうした兼ね合いの中で、例えば障害のある方は、もしかしたら今すぐ必要で、将来というよりも今すぐ必要な方は使っている。高齢者の方は、今、高齢だけれども、まだすぐ使わないけれども、今後の意向ということで、やはり意向を聞いておく必要がある。そのあたりの濃淡があると考え、差をつけさせていただいたところである。 自立支援協議会でこのような議論をしたところであるが、本委員会でこういったご意見があったことは、ご報告させていただくつもりである。それで、最終的な確定をさせていただければと考えている。
委員	今のお答えで理解した。障害全体に、ほかにもアンケートがたくさんある中でということ。その一部が成年後見制度に対するアンケートだということ。理解した。
委員長	そのほか、いかがか。

副委員長	今かなりセンシティブなところがあったりするので、こういうアンケートのときは、当事者団体というか、当事者の方などに意見を伺って、丁寧にされるのが良いかと思う。それが一つ。 もう一つ、別の話になるが、今回、法人後見のところをしっかり聞こうとしているかと思う。（法人後見の）チラシを拝見しているのだが、かねてから適切な法人後見の団体があって、うまく円滑にいけばいいというのは私の意見としてもあって、ご家族の方からもご意見があったと思う。何とも言えないが、法人後見だから確実に大丈夫で、チェック体制があって、不正防止の体制が整っていますと言い切れるのか、あるいは、法人後見であればもう問題ない、というのが必ずしも全部ではないというところがあると思っている。だから、社会福祉協議会などが監督になったり、家庭裁判所もかなりチェックはするかと思うが、法人後見といっても、今やいわゆる高齢者ビジネスのような、そういったことは十分あり得るので、法人後見であれば団体で相互にチェックができて問題ないというのを、多くの人に伝わるように区が言ってしまうのはちょっと不安がある。もちろん法人後見は、ちゃんとした制度で団体が実施していくべきだと思っているが、そのあたりの微妙なところをうまく残しておかないと、刷り込みになってしまう危険性があるのではないかと思った。チラシ自体を今すぐどうこうしろという意見ではないが、私の個人的な経験があったので意見をした。
委員長	事務局、いかがか。
地域福祉課長	法人後見も、メリット、デメリットがあると考えている。その中で区としてどのように進めていくのか、また、利用者の方にどのように提示していくかを検討していきたいと思う。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	後見をしてくれる団体というのはどういう団体があるんだろうかという、そのあたりがちょっと心配だと感じた。「団体」は大きくくりな感じがするので、どこかで説明の工夫ができれば良いのではないかと考えている。いかがか。
委員長	事務局、いかがか。

地域福祉課長	法人後見については、先ほどの資料でもお話ししたが、社会福祉協議会で行っていくことを前提に区としては動いている。実際にどのように動いていくかについては、先ほどの資料1の15ページにも書かせてはいただいたが、区としても、やはり信頼がおける団体というところで、社会福祉社法人による法人後見の実施に向けて検討を行っている。 そのほかにも、ある程度（法人後見の）実績があるところをご紹介させていただいている。こういった団体が分からないところを勧めているわけではないので、そのあたりはしっかり精査しながらやっていきたいと考えている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	話を伺っている感想になるが、法人後見の色がちょっと濃くなっているので、話をさせていただければと思う。私は、「個人」として後見人等を受任しているケースもあるが、「公益社団法人リーガルサポートとして法人後見を受任していて、その事務担当者を仰せつかっている」という者でもある。 チラシにあるような強みは確かにあるが、逆に、弱みというか、法人として受任していることで、決裁などの都合で意思決定が遅くなってしまうとか、担当者が何人もいるというのは良い面ではあるが、責任感が希薄になりがちとか、そういった弱みもあるかと思う。その点を含めて、社会福祉協議会が受け皿になるということで、お勧めになっているのだと思うが、弱みの部分も十分認識いただいた上で、今後の方針などを決めていただく必要があるかと思う。法人後見ありきで皆さんに意識づけをされてしまうと、「法人いいな、法人で社協さんに受任してほしい」というところが増えてしまって、逆にリスクも増えるというか、一番極端な例では、法人自体が何らかの事故を起こしてしまうと、ほかのところにも差し支えるので、そういうところもご検討いただいた上でお勧めいただいたほうが良いかと思っている。
委員長	事務局、いかがか。
地域福祉課長	本当にそのとおりで、法人後見をして、途中でその団体がなくなってしまうなどのおそれもあると考えている。全て法人後見にということではなく、前回、本委員会の委員の方もお話し

	やったように、障害のある方など、ずっと長くといったところでは、やはり法人後見の強みというか、選択肢としてはあると思っている。その方に合った後見人の種類というか、それぞれの特性をご説明した上でどうしていくかを一緒に考えていきたいと考えている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	確かにこのチラシだけを見ると、かなり偏っているというか、法人後見のところを第一に推し過ぎているところがあるかもしれないが、区には成年後見制度を一般にお知らせするチラシや案内はこのほかにもいろいろあって、平等に置かれている。今回このチラシは、法人後見をよく知っていただきたいということで、そこにフォーカスしているが、こういったチラシと、一般的な後見制度をお知らせするパンフレットやチラシをうまく使い分けながら、偏った説明にならないよう工夫していきたいと思っている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	法人後見のお話が続いていたので、私も一言。 社会福祉協議会が法人後見として受け皿になることで、そういうお願いが来た場合であったとしても、実際には受けるかどうかということは当然検討されて、個人の方が受ける、あるいは弁護士か何かを紹介するとか、「マッチング」というのは別途やるという理解でよろしいか。
委員長	事務局、いかがか。
すてっぷ中央 所長	おっしゃるとおり、もし法人後見を受任することを検討するときには、社会福祉協議会で実施している権利擁護支援推進協議会という会議に諮る想定でいる。その協議会のほうには、区民後見人が受任するケースが上がってきたときにも諮っており、そこでのご意見を踏まえた上で受任するかどうかを決定している。
委員	要は、変な団体も含めそういうこと（＝トラブル）にならないように皆さん動いていただいているし、他方で、ここに書い

		である法人後見の強みというのは、絶対安全だと断言したわけではなくて、複数人で取り組んでいるし、交代したり、先ほどの話にもあった、知的障害の若い方のケースとか、そういうものはやはり中長期的に見ていかなければいけないとか、いろいろなケースがあると思っている。私は、個人的には、社会福祉協議会のようなまともな団体の法人後見が増えていくことは望ましいことだと思っている。
	委員長	ほかに、ご意見・ご質問はあるか。 (意見・質問なし)
	委員長	最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。
	地域福祉課長	会議の時間内に発言できなかったご意見については、意見票で7月11日金曜日までに事務局まで郵送、メール、ファックスなどで提出をお願いしたい。 次回の委員会は令和8年2月下旬頃を予定している。開催日の1か月前に開催通知を送付する。
4 閉会	委員長	閉会のあいさつ